

令和5年 第2回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
2	令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第11号)		
3	令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)		
4	令和5年度 飯塚市一般会計予算		
5	令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算		
6	令和5年度 飯塚市介護保険特別会計予算		
7	令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算		
8	令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算		
9	令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算		
10	令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算		
11	令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算		
12	令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算		
13	令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算		
14	令和5年度 飯塚市水道事業会計予算		
15	令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計予算		
16	令和5年度 飯塚市下水道事業会計予算		

議案番号	件名	摘要	ページ
17	令和5年度 飯塚市立病院事業会計予算		
18	飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例		5
19	飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例		7
20	飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		9
21	飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例		18
22	飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例		21
23	飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例		27
24	飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例		37
25	飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例		54
26	飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例		57
27	飯塚市犯罪被害者等支援条例		59
28	飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例		62
29	嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結		66
30	桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結		76
31	市道路線の廃止		85

飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)の改正に伴い、関係規定の整備を行うため、本案を提出するものである。

飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

飯塚市固定資産評価審査委員会条例(平成18年飯塚市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は<u>居所</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は<u>居所</u>を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は<u>所在地</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第3項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正
する条例

飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市立病院に係る指定管理者の指定に関する根拠規定を改正するため、本案を
提出するものである。

飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例(平成25年飯塚市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定による飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣については、<u>飯塚市病院事業条例(平成28年飯塚市条例第43号)第2条第1項</u>の規定により飯塚市立病院の管理を行う指定管理者が公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例(平成18年飯塚市条例第23号)第2条第1項第1号及び第2号に該当しない法人であっても、市長は当該法人との間の取決めに基づき、飯塚市立病院の業務にその職員として専ら従事させるため、飯塚市の医師職員を派遣することができる。</p>	<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定による飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣については、<u>飯塚市病院事業の設置等に関する条例(平成19年飯塚市条例第55号)第9条第1項</u>の規定により飯塚市立病院の管理を行う指定管理者が公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例(平成18年飯塚市条例第23号)第2条第1項第1号及び第2号に該当しない法人であっても、市長は当該法人との間の取決めに基づき、飯塚市立病院の業務にその職員として専ら従事させるため、飯塚市の医師職員を派遣することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

本市一般職の職員の給料表の改定を参考に会計年度任用職員の給料表を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第5条関係)					別表第1(第5条関係)				
行政職給料表					行政職給料表				
	行政職給料表		技能労務職給料表			行政職給料表		技能労務職給料表	
職務の級	1級	2級	1級	2級	職務の級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円		円	円	円	円
1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	<u>136,200</u>	<u>187,400</u>	1	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>	<u>130,400</u>	<u>181,900</u>
2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>137,100</u>	<u>188,700</u>	2	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>	<u>131,300</u>	<u>183,400</u>
3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>138,100</u>	<u>190,100</u>	3	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>	<u>132,300</u>	<u>184,900</u>
4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>139,000</u>	<u>191,300</u>	4	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>	<u>133,200</u>	<u>186,300</u>
5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>140,000</u>	<u>192,300</u>	5	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>	<u>134,200</u>	<u>187,600</u>
6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>141,000</u>	<u>193,800</u>	6	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>	<u>135,200</u>	<u>189,100</u>
7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>142,000</u>	<u>195,200</u>	7	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>	<u>136,200</u>	<u>190,500</u>
8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>143,000</u>	<u>196,500</u>	8	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>	<u>137,200</u>	<u>191,800</u>
9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>143,800</u>	<u>197,900</u>	9	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>	<u>138,000</u>	<u>193,200</u>
10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>144,800</u>	<u>198,900</u>	10	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>	<u>139,000</u>	<u>194,200</u>
11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>145,800</u>	<u>200,200</u>	11	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>	<u>140,000</u>	<u>195,500</u>

12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>146,900</u>	<u>201,200</u>
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>147,700</u>	<u>202,400</u>
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>148,700</u>	<u>203,500</u>
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>149,800</u>	<u>204,600</u>
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>150,800</u>	<u>205,700</u>
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>151,900</u>	<u>206,600</u>
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>153,300</u>	<u>207,700</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>154,500</u>	<u>208,700</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>155,700</u>	<u>209,700</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>156,800</u>	<u>210,600</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>158,000</u>	<u>211,700</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>159,200</u>	<u>212,800</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>160,400</u>	<u>213,700</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>161,500</u>	<u>214,600</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>163,000</u>	<u>215,500</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>164,500</u>	<u>216,200</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>166,000</u>	<u>217,100</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>167,400</u>	<u>217,900</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>168,800</u>	<u>219,100</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>170,300</u>	<u>220,100</u>

12	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>	<u>141,100</u>	<u>196,600</u>
13	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>	<u>141,900</u>	<u>197,800</u>
14	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>	<u>142,900</u>	<u>198,900</u>
15	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>	<u>143,900</u>	<u>200,000</u>
16	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>	<u>144,900</u>	<u>201,100</u>
17	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>	<u>146,000</u>	<u>202,100</u>
18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	<u>147,200</u>	<u>203,200</u>
19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	<u>148,400</u>	<u>204,200</u>
20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	<u>149,600</u>	<u>205,200</u>
21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	<u>150,700</u>	<u>206,100</u>
22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	<u>151,900</u>	<u>207,200</u>
23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	<u>153,100</u>	<u>208,300</u>
24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	<u>154,300</u>	<u>209,300</u>
25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	<u>155,500</u>	<u>210,200</u>
26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	<u>157,000</u>	<u>211,100</u>
27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	<u>158,500</u>	<u>211,800</u>
28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	<u>160,000</u>	<u>212,700</u>
29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>161,400</u>	<u>213,600</u>
30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>162,900</u>	<u>214,800</u>
31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>164,400</u>	<u>215,800</u>

32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>171,800</u>	<u>220,900</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>173,100</u>	<u>221,500</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>174,800</u>	<u>222,500</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>176,500</u>	<u>223,600</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>178,200</u>	<u>224,700</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>179,900</u>	<u>225,200</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>181,300</u>	<u>226,300</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>183,000</u>	<u>227,400</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>184,500</u>	<u>228,400</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>185,800</u>	<u>229,200</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>187,200</u>	<u>230,200</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>188,500</u>	<u>231,200</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>189,900</u>	<u>232,100</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>191,400</u>	<u>233,000</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>192,700</u>	<u>233,900</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>194,100</u>	<u>234,700</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>195,500</u>	<u>235,400</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>196,800</u>	<u>236,300</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>197,900</u>	<u>237,300</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>199,000</u>	<u>238,300</u>

32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	<u>165,900</u>	<u>216,700</u>
33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	<u>167,400</u>	<u>217,300</u>
34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	<u>169,200</u>	<u>218,500</u>
35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	<u>171,000</u>	<u>219,600</u>
36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	<u>172,800</u>	<u>220,800</u>
37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	<u>174,600</u>	<u>221,400</u>
38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	<u>176,300</u>	<u>222,600</u>
39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	<u>178,000</u>	<u>223,800</u>
40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	<u>179,700</u>	<u>224,900</u>
41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	<u>181,300</u>	<u>225,800</u>
42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	<u>182,700</u>	<u>227,000</u>
43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	<u>184,000</u>	<u>228,000</u>
44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	<u>185,400</u>	<u>229,100</u>
45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	<u>186,900</u>	<u>230,200</u>
46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	<u>188,200</u>	<u>231,200</u>
47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	<u>189,600</u>	<u>232,300</u>
48	<u>213,700</u>	<u>263,600</u>	<u>191,000</u>	<u>233,300</u>
49	<u>214,800</u>	<u>264,700</u>	<u>192,300</u>	<u>234,300</u>
50	<u>215,900</u>	<u>265,800</u>	<u>193,400</u>	<u>235,400</u>
51	<u>216,900</u>	<u>267,100</u>	<u>194,500</u>	<u>236,500</u>

52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>200,200</u>	<u>239,300</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>201,300</u>	<u>240,300</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>202,400</u>	<u>241,300</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>203,300</u>	<u>242,000</u>
56	<u>226,000</u>	(略)	<u>204,400</u>	<u>242,700</u>
57	<u>226,300</u>	(略)	<u>205,500</u>	<u>243,500</u>
58	<u>227,100</u>	(略)	<u>206,400</u>	<u>244,400</u>
59	<u>227,800</u>	(略)	<u>207,400</u>	<u>245,300</u>
60	<u>228,500</u>	(略)	<u>208,400</u>	<u>246,000</u>
61	<u>229,200</u>	(略)	<u>209,500</u>	<u>246,800</u>
62	<u>230,000</u>	(略)	<u>210,400</u>	<u>247,600</u>
63	<u>230,700</u>	(略)	<u>211,300</u>	<u>248,500</u>
64	<u>231,300</u>	(略)	<u>212,200</u>	<u>249,200</u>
65	<u>231,900</u>	(略)	<u>212,800</u>	<u>250,000</u>
66	<u>232,500</u>	(略)	<u>213,600</u>	<u>250,600</u>
67	<u>233,100</u>	(略)	<u>214,300</u>	<u>251,300</u>
68	<u>233,800</u>	(略)	<u>215,000</u>	(略)
69	<u>234,500</u>	(略)	<u>215,400</u>	(略)
70	<u>235,100</u>	(略)	<u>215,800</u>	(略)
71	<u>235,600</u>	(略)	<u>216,100</u>	(略)

52	<u>218,000</u>	<u>268,400</u>	<u>195,700</u>	<u>237,600</u>
53	<u>219,100</u>	<u>269,400</u>	<u>196,800</u>	<u>238,700</u>
54	<u>220,100</u>	<u>270,500</u>	<u>197,900</u>	<u>239,700</u>
55	<u>221,000</u>	<u>271,800</u>	<u>198,800</u>	<u>240,600</u>
56	<u>222,000</u>	(略)	<u>199,900</u>	<u>241,400</u>
57	<u>222,400</u>	(略)	<u>201,000</u>	<u>242,300</u>
58	<u>223,300</u>	(略)	<u>202,000</u>	<u>243,300</u>
59	<u>224,100</u>	(略)	<u>203,000</u>	<u>244,300</u>
60	<u>224,900</u>	(略)	<u>204,000</u>	<u>245,200</u>
61	<u>225,600</u>	(略)	<u>205,100</u>	<u>246,000</u>
62	<u>226,600</u>	(略)	<u>206,000</u>	<u>246,900</u>
63	<u>227,400</u>	(略)	<u>206,900</u>	<u>247,800</u>
64	<u>228,300</u>	(略)	<u>207,800</u>	<u>248,700</u>
65	<u>229,000</u>	(略)	<u>208,500</u>	<u>249,500</u>
66	<u>229,800</u>	(略)	<u>209,300</u>	<u>250,300</u>
67	<u>230,700</u>	(略)	<u>210,000</u>	<u>251,100</u>
68	<u>231,700</u>	(略)	<u>210,800</u>	(略)
69	<u>232,400</u>	(略)	<u>211,200</u>	(略)
70	<u>233,100</u>	(略)	<u>211,800</u>	(略)
71	<u>233,700</u>	(略)	<u>212,100</u>	(略)

72	<u>236,300</u>	(略)	<u>216,400</u>	(略)
73	<u>237,000</u>	(略)	<u>216,600</u>	(略)
74	<u>237,600</u>	(略)	<u>217,000</u>	(略)
75	<u>238,200</u>	(略)	<u>217,400</u>	(略)
76	<u>238,700</u>	(略)	<u>218,000</u>	(略)
77	<u>239,300</u>	(略)	<u>218,200</u>	(略)
78	<u>240,000</u>	(略)	<u>218,700</u>	(略)
79	<u>240,700</u>	(略)	<u>219,100</u>	(略)
80	<u>241,200</u>	(略)	<u>219,500</u>	(略)
81	<u>241,700</u>	(略)	<u>220,000</u>	(略)
82	<u>242,300</u>	(略)	<u>220,300</u>	(略)
83	<u>242,900</u>	(略)	<u>220,600</u>	(略)
84	<u>243,400</u>	(略)	<u>221,000</u>	(略)
85	<u>243,900</u>	(略)	<u>221,500</u>	(略)
86	<u>244,500</u>	(略)	<u>221,900</u>	(略)
87	<u>245,100</u>	(略)	<u>222,300</u>	(略)
88	(略)	(略)	<u>223,000</u>	(略)
89	(略)	(略)	<u>223,400</u>	(略)
90	(略)	(略)	<u>223,900</u>	(略)
91	(略)	(略)	<u>224,400</u>	(略)

72	<u>234,500</u>	(略)	<u>212,600</u>	(略)
73	<u>235,300</u>	(略)	<u>212,800</u>	(略)
74	<u>236,000</u>	(略)	<u>213,400</u>	(略)
75	<u>236,700</u>	(略)	<u>213,900</u>	(略)
76	<u>237,300</u>	(略)	<u>214,600</u>	(略)
77	<u>238,000</u>	(略)	<u>214,800</u>	(略)
78	<u>238,800</u>	(略)	<u>215,500</u>	(略)
79	<u>239,600</u>	(略)	<u>216,000</u>	(略)
80	<u>240,300</u>	(略)	<u>216,600</u>	(略)
81	<u>240,800</u>	(略)	<u>217,300</u>	(略)
82	<u>241,500</u>	(略)	<u>217,700</u>	(略)
83	<u>242,200</u>	(略)	<u>218,300</u>	(略)
84	<u>242,900</u>	(略)	<u>219,000</u>	(略)
85	<u>243,500</u>	(略)	<u>219,600</u>	(略)
86	<u>244,200</u>	(略)	<u>220,100</u>	(略)
87	<u>244,900</u>	(略)	<u>220,600</u>	(略)
88	(略)	(略)	<u>221,300</u>	(略)
89	(略)	(略)	<u>221,800</u>	(略)
90	(略)	(略)	<u>222,400</u>	(略)
91	(略)	(略)	<u>223,000</u>	(略)

92	(略)	(略)	<u>224,800</u>	(略)
93	(略)	(略)	<u>225,100</u>	(略)
94		(略)	<u>225,500</u>	(略)
95		(略)	<u>225,900</u>	(略)
96		(略)	<u>226,200</u>	(略)
97		(略)	<u>226,500</u>	(略)
98		(略)	<u>226,900</u>	(略)
99		(略)	<u>227,300</u>	(略)
100		(略)	<u>227,700</u>	(略)
101		(略)	<u>228,100</u>	(略)
102		(略)	<u>228,500</u>	(略)
103		(略)	<u>228,900</u>	(略)
104		(略)	(略)	(略)
105		(略)	(略)	(略)
106		(略)	(略)	(略)
107		(略)	(略)	(略)
108		(略)	(略)	(略)
109		(略)	(略)	(略)
110		(略)	(略)	(略)
111		(略)	(略)	(略)

92	(略)	(略)	<u>223,500</u>	(略)
93	(略)	(略)	<u>223,900</u>	(略)
94		(略)	<u>224,400</u>	(略)
95		(略)	<u>224,900</u>	(略)
96		(略)	<u>225,400</u>	(略)
97		(略)	<u>225,700</u>	(略)
98		(略)	<u>226,200</u>	(略)
99		(略)	<u>226,700</u>	(略)
100		(略)	<u>227,200</u>	(略)
101		(略)	<u>227,600</u>	(略)
102		(略)	<u>228,100</u>	(略)
103		(略)	<u>228,700</u>	(略)
104		(略)	(略)	(略)
105		(略)	(略)	(略)
106		(略)	(略)	(略)
107		(略)	(略)	(略)
108		(略)	(略)	(略)
109		(略)	(略)	(略)
110		(略)	(略)	(略)
111		(略)	(略)	(略)

112		(略)	(略)	(略)
113		(略)	(略)	(略)
114		(略)	(略)	(略)
115		(略)	(略)	(略)
116		(略)	(略)	(略)
117		(略)	(略)	(略)
118		(略)	(略)	(略)
119		(略)	(略)	(略)
120		(略)	(略)	(略)
121		(略)	(略)	(略)
122		(略)		(略)
123		(略)		(略)
124		(略)		(略)
125		(略)		(略)
126				(略)
127				(略)
128				(略)
129				(略)
130				(略)
131				(略)

112		(略)	(略)	(略)
113		(略)	(略)	(略)
114		(略)	(略)	(略)
115		(略)	(略)	(略)
116		(略)	(略)	(略)
117		(略)	(略)	(略)
118		(略)	(略)	(略)
119		(略)	(略)	(略)
120		(略)	(略)	(略)
121		(略)	(略)	(略)
122		(略)		(略)
123		(略)		(略)
124		(略)		(略)
125		(略)		(略)
126				(略)
127				(略)
128				(略)
129				(略)
130				(略)
131				(略)

132				(略)
133				(略)
134				(略)
135				(略)
136				(略)
137				(略)

132				(略)
133				(略)
134				(略)
135				(略)
136				(略)
137				(略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

教育を受ける機会の支援を拡充するため、本案を提出するものである。

飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

飯塚市奨学資金貸付基金条例(平成18年飯塚市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																																																									
<p>(奨学生の資格)</p> <p>第5条 奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高等学校(私立)</u>、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は入学を予定する者であること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>別表(第6条、第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付月額</th> <th>毎年度 新規貸付人員</th> <th>返還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校(私立)</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="2">10人以内</td> <td>7年6月</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>15,000円</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>30,000円</td> <td rowspan="6">20人以内</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>短期大学(国・公立)</td> <td>30,000円</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>短期大学(私立)</td> <td>45,000円</td> <td>7年6月</td> </tr> <tr> <td>大学(国・公立)</td> <td>30,000円</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>大学(私立)</td> <td>45,000円</td> <td>15年</td> </tr> </tbody> </table>				区分	貸付月額	毎年度 新規貸付人員	返還期間	高等学校(私立)	15,000円	10人以内	7年6月	高等専門学校	15,000円	10年	専修学校	30,000円	20人以内	5年	短期大学(国・公立)	30,000円	5年	短期大学(私立)	45,000円	7年6月	大学(国・公立)	30,000円	10年	大学(私立)	45,000円	15年	<p>(奨学生の資格)</p> <p>第5条 奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高等学校</u>、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学(以下「高等学校等」という。)に在学する者又は入学を予定する者であること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>別表(第6条、第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付月額</th> <th>毎年度 新規貸付人員</th> <th>返還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校(私立)</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="2">10人以内</td> <td>7年6月</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>15,000円</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>30,000円</td> <td rowspan="5">18人以内</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>短期大学(公立)</td> <td>30,000円</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>短期大学(私立)</td> <td>45,000円</td> <td>7年6月</td> </tr> <tr> <td>大学(公立)</td> <td>30,000円</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>大学(私立)</td> <td>45,000円</td> <td>15年</td> </tr> </tbody> </table>				区分	貸付月額	毎年度 新規貸付人員	返還期間	高等学校(私立)	15,000円	10人以内	7年6月	高等専門学校	15,000円	10年	専修学校	30,000円	18人以内	5年	短期大学(公立)	30,000円	5年	短期大学(私立)	45,000円	7年6月	大学(公立)	30,000円	10年	大学(私立)	45,000円	15年
区分	貸付月額	毎年度 新規貸付人員	返還期間																																																										
高等学校(私立)	15,000円	10人以内	7年6月																																																										
高等専門学校	15,000円		10年																																																										
専修学校	30,000円	20人以内	5年																																																										
短期大学(国・公立)	30,000円		5年																																																										
短期大学(私立)	45,000円		7年6月																																																										
大学(国・公立)	30,000円		10年																																																										
大学(私立)	45,000円		15年																																																										
区分	貸付月額		毎年度 新規貸付人員	返還期間																																																									
高等学校(私立)	15,000円	10人以内	7年6月																																																										
高等専門学校	15,000円		10年																																																										
専修学校	30,000円	18人以内	5年																																																										
短期大学(公立)	30,000円		5年																																																										
短期大学(私立)	45,000円		7年6月																																																										
大学(公立)	30,000円		10年																																																										
大学(私立)	45,000円		15年																																																										

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯塚市奨学資金貸付基金条例第6条の規定は、令和6年度以後の奨学資金の貸付け(飯塚市奨学資金貸付条例(平成18年飯塚市条例第62号)第7条第2項の規定を適用し、令和5年度中に奨学資金の貸付けを受ける場合を含む。)について適用し、令和5年度までの奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

総合体育館の供用開始に伴い、飯塚第1体育館及び飯塚第2体育館を廃止するため、本案を提出するものである。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
飯塚市穂波体育館	飯塚市秋松408番地	飯塚市飯塚第1体育館	飯塚市枝国666番地11
		飯塚市飯塚第2体育館	飯塚市横田375番地104
		飯塚市穂波体育館	飯塚市秋松408番地
(略)	(略)	(略)	(略)
(管理) 第3条 次に掲げる体育施設（以下「指定管理施設」という。）の管理を指定管理者（地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。 (1) 飯塚市穂波体育館 (2) 飯塚市穂波B&G海洋センター (3) 飯塚市穂波野球場		(管理) 第3条 次に掲げる体育施設（以下「指定管理施設」という。）の管理を指定管理者（地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。 (1) <u>飯塚市飯塚第1体育館</u> (2) <u>飯塚市飯塚第2体育館</u> (3) 飯塚市穂波体育館 (4) 飯塚市穂波B&G海洋センター (5) 飯塚市穂波野球場	

- (4) 飯塚市筑穂野球場
- (5) 飯塚市穂波市民プール
- (6) 飯塚市穂波テニスコート
- (7) 飯塚市穂波グラウンド
- (8) 飯塚市筑穂多目的グラウンド

2 (略)

別表第1(第4条関係)

体育施設の利用時間

体育施設の名称	利用時間
飯塚市穂波体育館	午前9時から午後10時まで
(略)	
(略)	
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)

体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
飯塚市穂波体育館	12月29日から翌年の1月3日までの日
(略)	
(略)	

- (6) 飯塚市筑穂野球場
- (7) 飯塚市穂波市民プール
- (8) 飯塚市穂波テニスコート
- (9) 飯塚市穂波グラウンド
- (10) 飯塚市筑穂多目的グラウンド

2 (略)

別表第1(第4条関係)

体育施設の利用時間

体育施設の名称	利用時間
飯塚市飯塚第1体育館	午前9時から午後10時まで
飯塚市飯塚第2体育館	
飯塚市穂波体育館	
(略)	
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)

体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
飯塚市飯塚第1体育館	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市飯塚第2体育館	
飯塚市穂波体育館	

(略)	
(略)	(略)

別表第3(第11条関係)

指定管理施設の利用料金

1 体育館

施設名	利用時間 区分	利用料金		
		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時
飯塚市 穂波体 育館	(略)	(略)		
飯塚市 穂波 B& G 海洋セ ンター	(略)	(略)		

備考

利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2～5 (略)

(略)	
(略)	(略)

別表第3(第11条関係)

指定管理施設の利用料金

1 体育館

施設名	利用時間 区分	利用料金			
		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	
飯塚市 穂波第1 体育館	専用	スポーツ 入場料を徴収	5,870円	5,870円	7,330円
	利用	に利用す ない場合			
		る場合 入場料を徴収 する場合	11,730円	11,730円	14,670円
	スポーツ 以外に利 用する場 合	入場料を徴収 しない場合	11,730円	11,730円	14,670円
		入場料を徴収 する場合	23,470円	23,470円	29,330円
	部分 利用	1/2面 利用	一般	1時間につき 790円	
		高校生以下	1時間につき 380円		
	1/6面 利用	一般	1時間につき 260円		
		高校生以下	1時間につき 120円		

	舞台	一般	1時間につき 200円	
		高校生以下	1時間につき 100円	
	個人利用	一般	2時間につき 100円	
		高校生以下	2時間につき 50円	
附属	第一会議室		1時間につき 370円	
施設	第二会議室		1時間につき 200円	
	第三会議室		1時間につき 150円	
	和楽屋		1時間につき 100円	
	トレーニング室	一般	1回券(1人1回)	1回1時間 80円
			回数券(1人11回)	1回1時間 830円
		高校生以下	1回券(1人1回)	1回1時間 40円
			回数券(1人11回)	1回1時間 410円
飯塚市	専用利用		1時間につき 310円	
飯塚第2	部分	1/2面	一般	1時間につき 150円
体育館	利用	利用	高校生以下	1時間につき 80円
		1/3面	一般	1時間につき 100円
		利用	高校生以下	1時間につき 50円
	個人利用	一般	2時間につき 100円	
		高校生以下	2時間につき 50円	
飯塚市	(略)		(略)	

穂波体 育館		
飯塚市 穂波 B& G 海洋セ ンター	(略)	(略)
備考		
1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。		
2 <u>65歳以上の者及び身体障がい者手帳等所持者については、トレーニング室の利用料金は半額とする。</u>		
2～5 (略)		

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、<u>次条第1項、第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで<u>並びに附則第3条</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、<u>及び</u>家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。</u>)、幼稚園(<u>同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。</u>)又は認定こども園(<u>同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。</u>)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、<u>第8条第1項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、<u>及び</u>家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

2～4 (略)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) (略)

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第8条 (略)

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2～4 (略)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) (略)

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第8条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の

降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児の人格の尊重等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により監護及び教育に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、利用乳幼児の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<p>防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
--	----------------

(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 (略)</p>

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画につい

(虐待等の禁止)

第12条 (略)

<p><u>て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u><u>に実施するよ</u> <u>う努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的</u><u>に業務継続計画の見直しを</u> <u>行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるもの</u> <u>とする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所におい て感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に</u> <u>対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並</u> <u>びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施</u> <u>するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所におい て感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措</u> <u>置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>
---	---

(飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(教育・保育給付認定子どもの人格の尊重等)</u></p> <p>第27条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に 限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の</p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第27条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に 限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の</p>

管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により監護及び教育に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、教育・保育給付認定子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の教育・保育給付認定子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第14条の改正規定及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」と

する。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正
する条例

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、関
係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例

(飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部改正)

第1条 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(平成26年飯塚市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2(第9条関係)				別表第2(第9条関係)			
事業名称	実施すること	対象となる子ども	利用料	事業名称	実施すること	対象となる子ども	利用料
	も園等		(子ども1人当たり)		も園等		(子ども1人当たり)
預かり保育事業	幼保連携型認定こども園	市が法第19条第1号に該当すると認定した者のうち、現に在園しているもの	月額3,100円	預かり保育事業	幼保連携型認定こども園	市が法第19条第1項第1号に該当すると認定した者のうち、現に在園しているもの	月額3,100円
延長保育事業	こども園等	市が法第19条第2号又は第3号に該当すると認定した者のうち、現に在園又は在所しているもの	日額300円を限度として、市長が別に定める額	延長保育事業	こども園等	市が法第19条第1項第2号又は第3号に該当すると認定した者のうち、現に在園又は在所しているもの	日額300円を限度として、市長が別に定める額
一時預かり保育事業	こども園等	市内に住所又は居所を有する小学校就学前の者	日額1,800円を限度として、市長が別に定める額	一時預かり保育事業	こども園等	市内に住所又は居所を有する小学校就学前の者	日額1,800円を限度として、市長が別に定める額

(飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用定員)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当す</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども</p>

る教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

に該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げ

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げ

る費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下この号及び第53条第3項において「施行令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子

る費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下この号及び第53条第3項において「施行令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)を除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(施行令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子

どものうち、負担額算定基準子ども(施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応

どものうち、負担額算定基準子ども(施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応

じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども
の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行
わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)
第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教
育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての
重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を
定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学
校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっ
ては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供
を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)

じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子
どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行
わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)
第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程
その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての
重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を
定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げ
る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設
にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、
提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)

が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法

が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるの

第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる

は「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第38条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)第44条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

(利用定員)

第38条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)第44条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3

満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(法第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学

歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(法第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用

項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定

地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号

利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第

に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(飯塚市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例(平成25年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、飯塚市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 法第72条第1項に掲げる事務</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、飯塚市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 法第77条第1項に掲げる事務</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、障がい者施設等に入所した場合の特例について、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)、同条第25項に規定する介護保険施設を加えるため、本案を提出するものである。

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第139号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(障がい者施設等に入所した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、<u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)、同条第25項に規定する介護保険施設</u>(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(障がい者施設等に入所した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例(平成18年飯塚市条例第149号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、その出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に相当すると認められるときは、<u>48万8,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、その出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に相当すると認められるときは、<u>40万8,000円</u>に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

飯塚市犯罪被害者等支援条例

飯塚市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

本市における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的として、本案を提出するものである。

飯塚市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内にお

いて事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられているなど犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じるとともに、個人情報 の 適 正 な 取 扱 い の 確 保 に 最 大 限 配 慮 し て、 適 切 に 行 わ れ な け れ ば な ら ない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、次項に規定する犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

2 犯罪被害者等見舞金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、次に掲げる場合においては、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他当該被害につき犯罪被害者等にその責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)がある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

非常勤消防団員の報酬等の基準の発出に伴い、報酬額の改定等関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年飯塚市条例第219号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(服務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 団員は、<u>出動</u>の命により服務する。</p> <p>3 <u>出動</u>の命を受けない場合でも水火災又は災害等の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、服務しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>年額報酬として別表第1に定める額を、出動報酬として別表第2に定める額を、それぞれ支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する報酬の計算方法及び支給方法は、規則で定める。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が訓練実施についての協議のため会議に出席した場合又は<u>研修等に出席した場合は、費用弁償として、日額2,400円を支給する。</u></p> <p>2 <u>団員が災害出動の命を受け出動したが実際の災害活動には至らなかった場合は、費用弁償として、日額800円を支給する。</u></p> <p>3 <u>前2項</u>のほか、団員が公務のため旅行する場合には、飯塚市職</p>	<p>(服務)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 団員は、<u>出場</u>の命により服務する。</p> <p>3 <u>出場</u>の命を受けない場合でも水火災又は災害等の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、服務しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員には、<u>別表に定める額の報酬を支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する報酬の計算方法及び支給方法は、規則で定める。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が訓練実施についての協議のため会議に出席した場合又は<u>訓練に出務した場合は、費用弁償として、日額2,400円を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項</u>のほか、団員が公務のため旅行する場合には、飯塚市職員</p>

員等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)により費用弁償を支給する。

4 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

別表第1(第12条関係)

飯塚市消防団報酬額表(年額報酬)

階級	報酬額
団長	153,500円
副団長	104,900円
方面隊長	95,500円
分団長	70,900円
副分団長	50,900円
部長	42,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

備考

- 1 隊長は分団長に、副隊長は副分団長に相当する。
- 2 筑穂方面隊 副部長は班長に相当する。

等旅費条例(平成18年飯塚市条例第48号)により費用弁償を支給する。

3 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

別表(第12条関係)

飯塚市消防団報酬額表

階級	報酬額(年額)
団長	153,500円
副団長	104,900円
方面隊長	95,500円
分団長	70,900円
副分団長	50,900円
部長	33,600円
班長	22,700円
団員	20,100円
運転手	(月額加算)1,200円

備考

- 1 穂波方面隊 方面隊本部隊長は分団長に、方面隊本部副隊長は副分団長に相当する。
- 2 筑穂方面隊 副部長は班長に相当する。

別表第2(第12条関係)

飯塚市消防団報酬額表(出動報酬)

区分	単位	報酬額	
災害(警戒の場合を含む。)	4時間を超える場合	1回	8,000円
又は訓練による出動	4時間まで	1回	4,000円

備考

- 1 出動の回数は、1日を単位として算定する。
- 2 1日に2回以上の出動があった場合は、それぞれの出動について出動報酬を支給する。ただし、災害による出動については、1日につき8,000円を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた事由について適用し、同日前に生じた事由については、なお従前の例による。

嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)の規定に基づき、本市と嘉麻市との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結する。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するにあたって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例(平成29年飯塚市条例第27号)の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成30年3月26日に飯塚市(以下「甲」という。)と嘉麻市(以下「乙」という。)の間で締結した嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中「ア 医療」の表を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けていけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組みとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターにおける医療体制や、圏域の診療機関による休日等の急病患者対応のための体制を確保する。 圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターにおける医療体制や、圏域の診療機関による休日等の急病患者対応のための体制を確保する。 圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。

別表第1中「エ 教育・文化」の表の次に、次の表を加える。

オ スポーツ振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の体育施設の相互利用	圏域内の体育施設について、各市町の住民が相互に、より利用しやすくなる仕組みを構築する。	乙と連携して、圏域住民が圏域内の体育施設を在住(または通勤・通学)する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。	甲と連携して、圏域住民が圏域内の体育施設を在住(または通勤・通学)する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。

別表第1中「オ 産業振興」を「カ 産業振興」に改め、同表の「地場産業の振興」の項を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業を企画立案・実施する。 圏域の地場企業への各種情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業を企画立案・実施する。 圏域の地場企業への各種情報提供を行う。

別表第1中「カ 環境衛生」の表を削る。

別表第2中「イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進」の表の「広域観光の推進」の項を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
広域観光の推進	圏域に存在する様々な観光資源を活用して構築してきた広域的な観光ルートに関する情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンド観光の推進などに取り組む。	乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光ルートの広報に関する取組みを実施する。	甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光ルートの広報に関する取組みを実施する。

別表第2中「ウ 消防・防災」の表を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
防災拠点の整備推進	圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。	乙と連携し、災害発生時の情報伝達等を円滑に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備するとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。	甲と連携し、災害発生時の情報伝達等を円滑に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備するとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。

別表第3「ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進」の表を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域市町職員の人材育成及び交流の推進	圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。	乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業を企画立案・実施する。	甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業を企画立案・実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 飯塚市
代表者 飯塚市長

乙 嘉麻市
代表者 嘉麻市長

嘉麻市との間における定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書 資料(新旧対照表)

改正後				改正前			
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)			
生活機能の強化に係る政策分野				生活機能の強化に係る政策分野			
ア 医療				ア 医療			
取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けたいけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターにおける医療体制や、圏域の診療機関による休日等の急病患者対応のための体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。	・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターにおける医療体制や、圏域の診療機関による休日等の急病患者対応のための体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。	救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けたいけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。	・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。
イ 福祉 (略)				イ 福祉 (略)			
ウ 子育て支援				ウ 子育て支援			

(略)

エ 教育・文化

(略)

オ スポーツ振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の体育施設の相互利用	圏域内の体育施設について、各市町の住民が相互に、より利用しやすくなる仕組みを構築する。	乙と連携して、圏域住民が圏域内の体育施設を在住（または通勤・通学）する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。	甲と連携して、圏域住民が圏域内の体育施設を在住（または通勤・通学）する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。

カ 産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、	・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、

(略)

エ 教育・文化

(略)

オ 産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、	・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、

		人材確保を支援する事業を企画立案・実施する。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。	人材確保を支援する事業を企画立案・実施する。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。
産学官の連携推進	(略)	(略)	(略)

		人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。	人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。
産学官の連携推進	(略)	(略)	(略)

カ 環境衛生

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
効率的なごみ処理の調査研究事業の推進	ごみ処理施設におけるコストの軽減を図るため、ふくおか県中央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究に取り組む。	乙及び大学と連携し、乙が行ったバイオークスビジネスモデル確立事業を活用して、ふくおか県中央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究を行う。	甲及び大学と連携し、乙が行ったバイオークスビジネスモデル確立事業を活用して、ふくおか県中央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究を行う。

キ その他

(略)

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(略)

イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進	(略)	(略)	(略)
広域観光の推進	圏域に存在する様々な観光資源を <u>活用</u> して構築してきた広域的な観光ルートに関する情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンド観光の推進などに	乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光ルート <u>の広報に関する取組みを実施する。</u>	甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光ルート <u>の広報に関する取組みを実施する。</u>

キ その他

(略)

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(略)

イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進	(略)	(略)	(略)
広域観光の推進	圏域に存在する様々な観光資源を <u>活用</u> し、広域的な観光ルート <u>の開発を行うとともに、観光情報の共有化を図り、共同</u> して、 <u>圏域の観光情報</u> を発信すること	乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源 <u>の開拓や新たな観光</u> ルートを開発するとともに、 <u>広域連携イ</u> ベントの企画立案及 <u>び実施を行う。</u>	甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源 <u>の開拓や新たな観光</u> ルートを開発するとともに、 <u>広域連携イ</u> ベントの企画立案及 <u>び実施を行う。</u>

取り組む。			
-------	--	--	--

で、交流人口の増加、インバウンドの推進などに取り組む。			
-----------------------------	--	--	--

ウ 消防・防災

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
防災拠点の整備推進	圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。	乙と連携し、災害発生時の情報伝達等を円滑に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備するとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。	甲と連携し、災害発生時の情報伝達等を円滑に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備するとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。

ウ 消防・防災

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
防災拠点の整備推進	圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。	乙と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LAN環境を整備するとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。	甲と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LAN環境を整備するとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割

<p>圏域市町職員の人材育成及び交流の推進</p>	<p>圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。</p>	<p>乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業を<u>企画立案・実施する。</u></p>	<p>甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業を<u>企画立案・実施する。</u></p>	<p>圏域市町職員の人材育成及び交流の推進</p>	<p>圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。</p>	<p>乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の<u>企画立案及び実施を行う。</u></p>	<p>甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の<u>企画立案及び実施を行う。</u></p>
---------------------------	---	---	---	---------------------------	---	---	---

桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結

定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)の規定に基づき、本市と桂川町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を別紙のとおり締結する。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するにあたって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例(平成29年飯塚市条例第27号)の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものである。

嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成30年3月26日に飯塚市(以下「甲」という。)と桂川町(以下「乙」という。)の間で締結した嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中「ア 医療」の表を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けていけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組みとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターにおける医療体制や、圏域の診療機関による休日等の急病患者対応のための体制を確保する。 圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターにおける医療体制や、圏域の診療機関による休日等の急病患者対応のための体制を確保する。 圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。

別表第1中「エ 教育・文化」の表の次に、次の表を加える。

オ スポーツ振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の体育施設の相互利用	圏域内の体育施設について、各市町の住民が相互に、より利用しやすくなる仕組みを構築する。	乙と連携して、圏域住民が圏域内の体育施設を在住(または通勤・通学)する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。	甲と連携して、圏域住民が圏域内の体育施設を在住(または通勤・通学)する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。

別表第1中「オ 産業振興」を「カ 産業振興」に改め、同表の「地場産業の振興」の項を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業を企画立案・実施する。 圏域の地場企業への各種情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業を企画立案・実施する。 圏域の地場企業への各種情報提供を行う。

別表第1中「カ その他」を「キ その他」に改める。

別表第2中「イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進」の表の「広域観光の推進」の項を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
広域観光の推進	圏域に存在する様々な観光資源を活用して構築してきた広域的な観光ルートに関する情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンド観光の推進などに取り組む。	乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光ルートの広報に関する取組を実施する。	甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光ルートの広報に関する取組を実施する。

別表第2中「ウ 消防・防災」の表を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
防災拠点の整備推進	圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。	乙と連携し、災害発生時の情報伝達等を円滑に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備するとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。	甲と連携し、災害発生時の情報伝達等を円滑に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備するとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。

別表第3「ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進」の表を次のように改める。

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域市町職員の人材育成及び交流の推進	圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。	乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業を企画立案・実施する。	甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業を企画立案・実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 飯塚市
代表者 飯塚市長

乙 桂川町
代表者 桂川町長

桂川町との間における定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書 資料(新旧対照表)

改正後				改正前			
別表第1(第3条関係) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療				別表第1(第3条関係) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 医療			
取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けたいけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターにおける医療体制や、圏域の診療機関による休日等の急病患者対応のための体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。	・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターにおける医療体制や、圏域の診療機関による休日等の急病患者対応のための体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。	救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けたいけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。	・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。
イ 福祉 (略)				イ 福祉 (略)			
ウ 子育て支援				ウ 子育て支援			

(略)

エ 教育・文化

(略)

オ スポーツ振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の体育施設の相互利用	圏域内の体育施設について、各市町の住民が相互に、より利用しやすくなる仕組みを構築する。	乙と連携して、圏域住民が圏域内の体育施設を在住（または通勤・通学）する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。	甲と連携して、圏域住民が圏域内の体育施設を在住（または通勤・通学）する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。

カ 産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、	・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、

(略)

エ 教育・文化

(略)

オ 産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、	・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、

		人材確保を支援する事業を企画立案・実施する。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。	人材確保を支援する事業を企画立案・実施する。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。
産学官の連携推進	(略)	(略)	(略)

		人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。	人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。
産学官の連携推進	(略)	(略)	(略)

キ その他

(略)

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(略)

イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

カ その他

(略)

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(略)

イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進	(略)	(略)	(略)

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進	(略)	(略)	(略)

広域観光の推進	圏域に存在する様々な観光資源を <u>活用</u> して構築してきた広域的な観光ルートに関する情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンド観光の推進などに取り組む。	乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光ルートの広報に関する取り組みを実施する。	甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光ルートの広報に関する取り組みを実施する。
---------	---	--	--

広域観光の推進	圏域に存在する様々な観光資源を <u>活用</u> し、広域的な観光ルートの開発を行うとともに、観光情報の共有化を図り、共同して、圏域の観光情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンドの推進などに取り組む。	乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。	甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。
---------	--	---	---

ウ 消防・防災

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
防災拠点の整備推進	圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。	乙と連携し、災害発生時の情報伝達等を円滑に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備すると	甲と連携し、災害発生時の情報伝達等を円滑に行うため、指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備すると

ウ 消防・防災

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
防災拠点の整備推進	圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。	乙と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LAN環境を整備するとともに、圏域住民に対	甲と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LAN環境を整備するとともに、圏域住民に対

		ともに、圏域住民に 対する啓発などを行 う。	ともに、圏域住民に 対する啓発などを行 う。
--	--	------------------------------	------------------------------

		する啓発などを行 う。	する啓発などを行 う。
--	--	----------------	----------------

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域市町 職員の人 材育成及 び交流の 推進	圏域住民へ提供す る行政サービスの質 の向上と、圏域市町 職員個々の資質向上 を図るため、合同の 職員研修及び交流事 業などに取り組む。	乙と連携し、圏域 市町職員の合同研修 や人材育成のための 交流に関する事業を <u>企画立案・実施す る。</u>	甲と連携し、圏域 市町職員の合同研修 や人材育成のための 交流に関する事業を <u>企画立案・実施す る。</u>

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域市町 職員の人 材育成及 び交流の 推進	圏域住民へ提供す る行政サービスの質 の向上と、圏域市町 職員個々の資質向上 を図るため、合同の 職員研修及び交流事 業などに取り組む。	乙と連携し、圏域 市町職員の合同研修 や人材育成のための 交流に関する事業の <u>企画立案及び実施を 行う。</u>	甲と連携し、圏域 市町職員の合同研修 や人材育成のための 交流に関する事業の <u>企画立案及び実施を 行う。</u>

市道路線の廃止

次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和5年2月22日提出

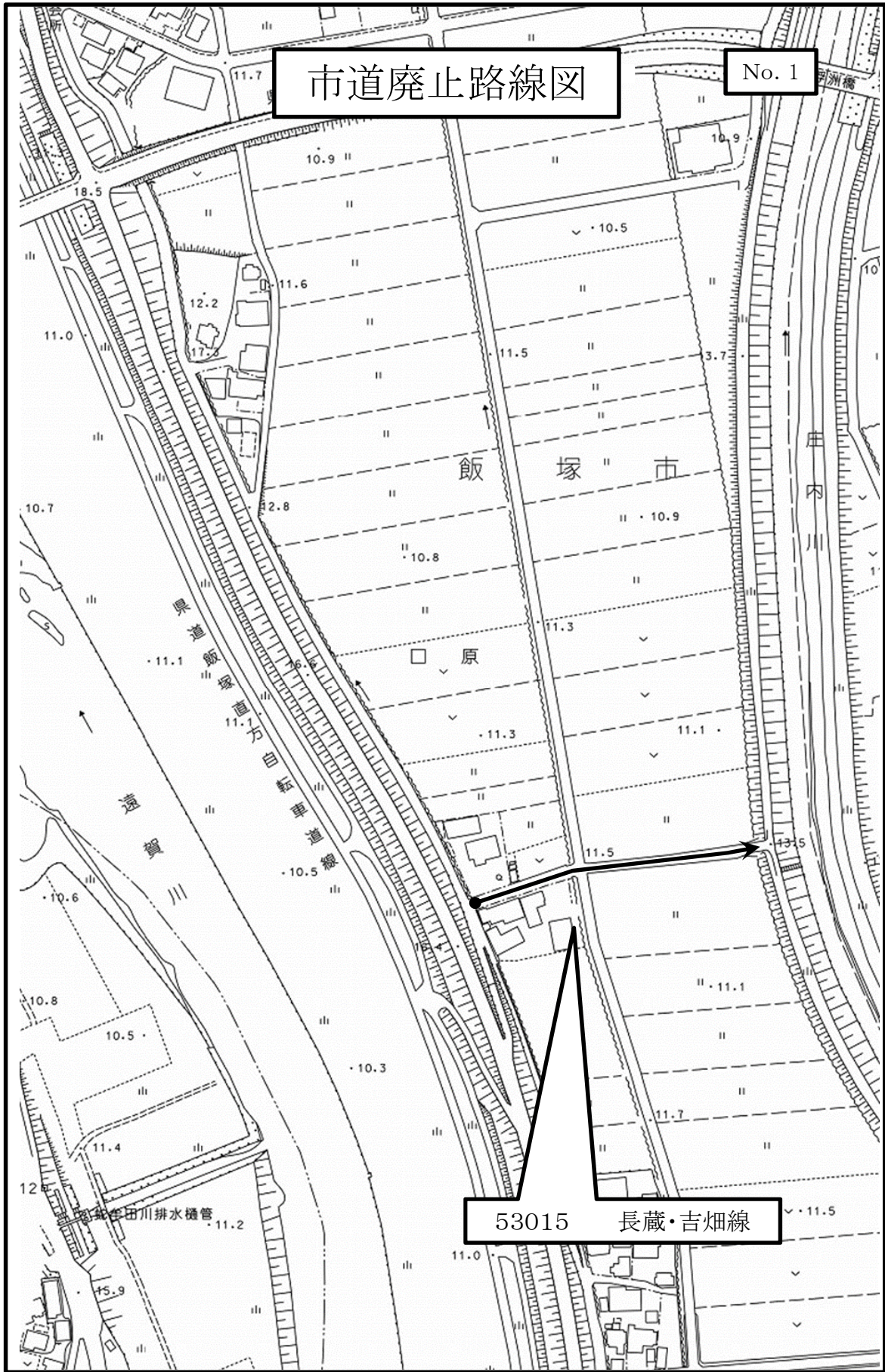
飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議決を求めるものである。

市道廃止路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	53015	長蔵・吉畑線	口原 1473-1 地先	口原 1436 地先	5.9	146.8	No. 1
				合 計		146.8	



市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和5年2月22日提出

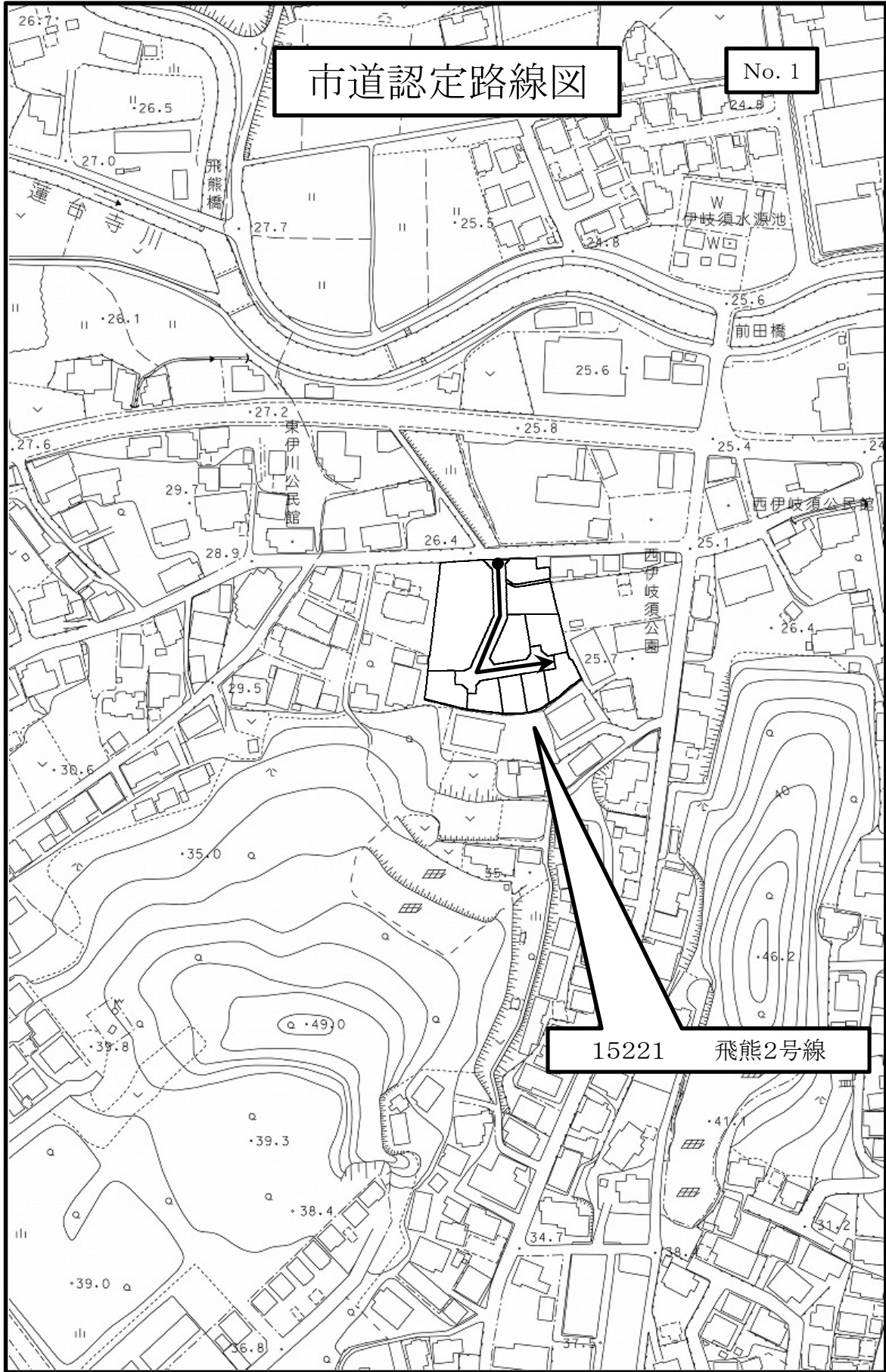
飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

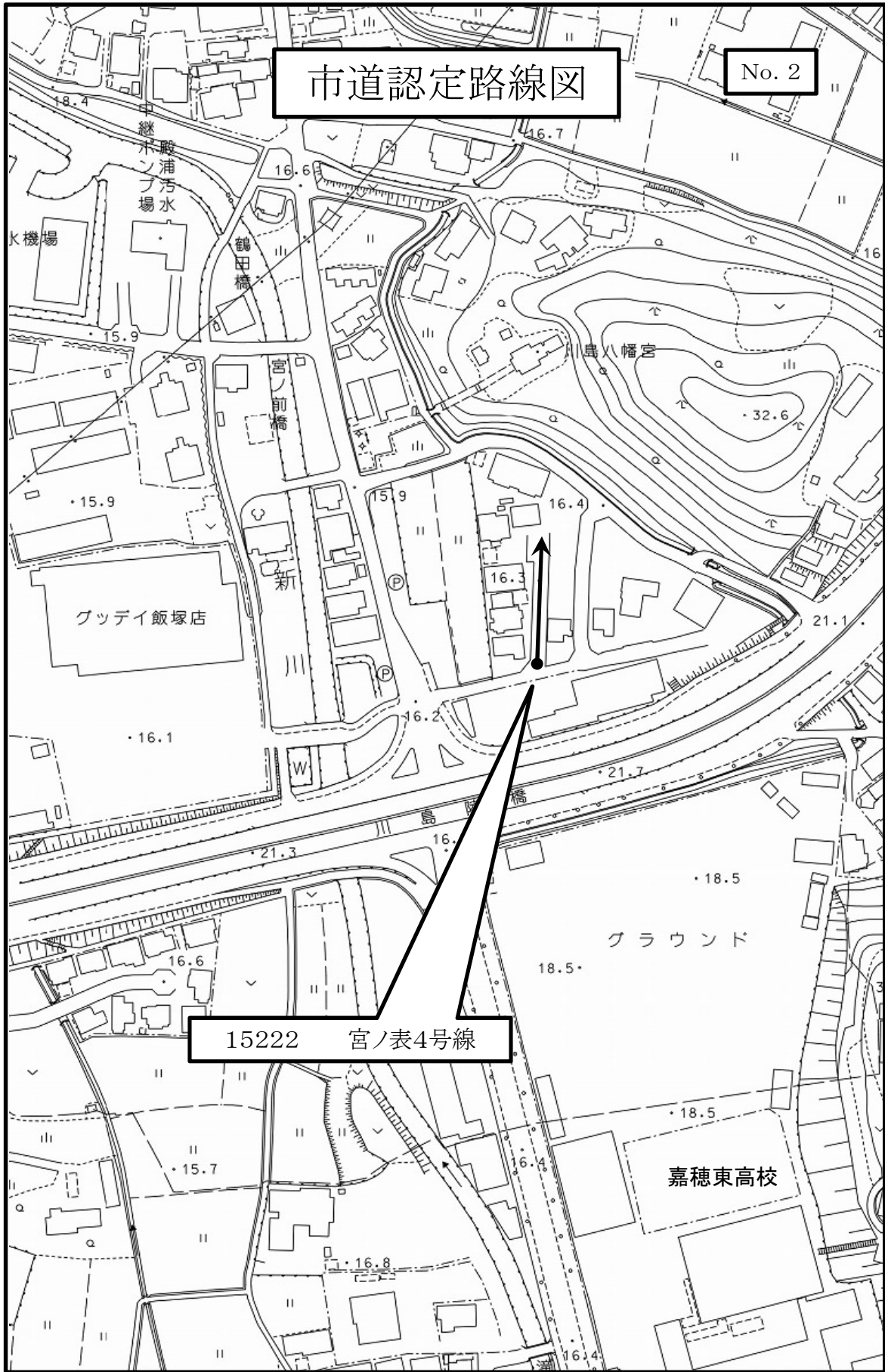
一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15221	飛熊2号線	伊岐須 639-9 地先	伊岐須 622-10 地先	7.1	87.3	No. 1
2	15222	宮ノ表4号線	川島 600-6 地先	川島 602-7 地先	7.7	53.9	No. 2
3	15223	柏の森・五反田1号線	柏の森 496-2 地先	柏の森 496-5 地先	6.1	42.3	No. 3
4	15224	柏の森・五反田2号線	柏の森 496-8 地先	柏の森 496-7 地先	6.1	29.5	No. 3
5	15225	大日寺・伊土用線	大日寺 472-11 地先	大日寺 472-12 地先	7.0	34.5	No. 4
6	33578	秋松・中川原3号線	秋松 243-1 地先	秋松 243-5 地先	6.1	57.5	No. 5
7	33579	秋松・見原5号線	秋松 608-5 地先	秋松 608-4 地先	6.0	27.4	No. 6
8	33580	小正・新原3号線	小正 664-3 地先	小正 646-9 地先	6.8	9.4	No. 7
9	53250	口原・長蔵線	口原 1473-1 地先	口原 1423-10 地先	6.5	56.0	No. 8
				合 計		397.8	

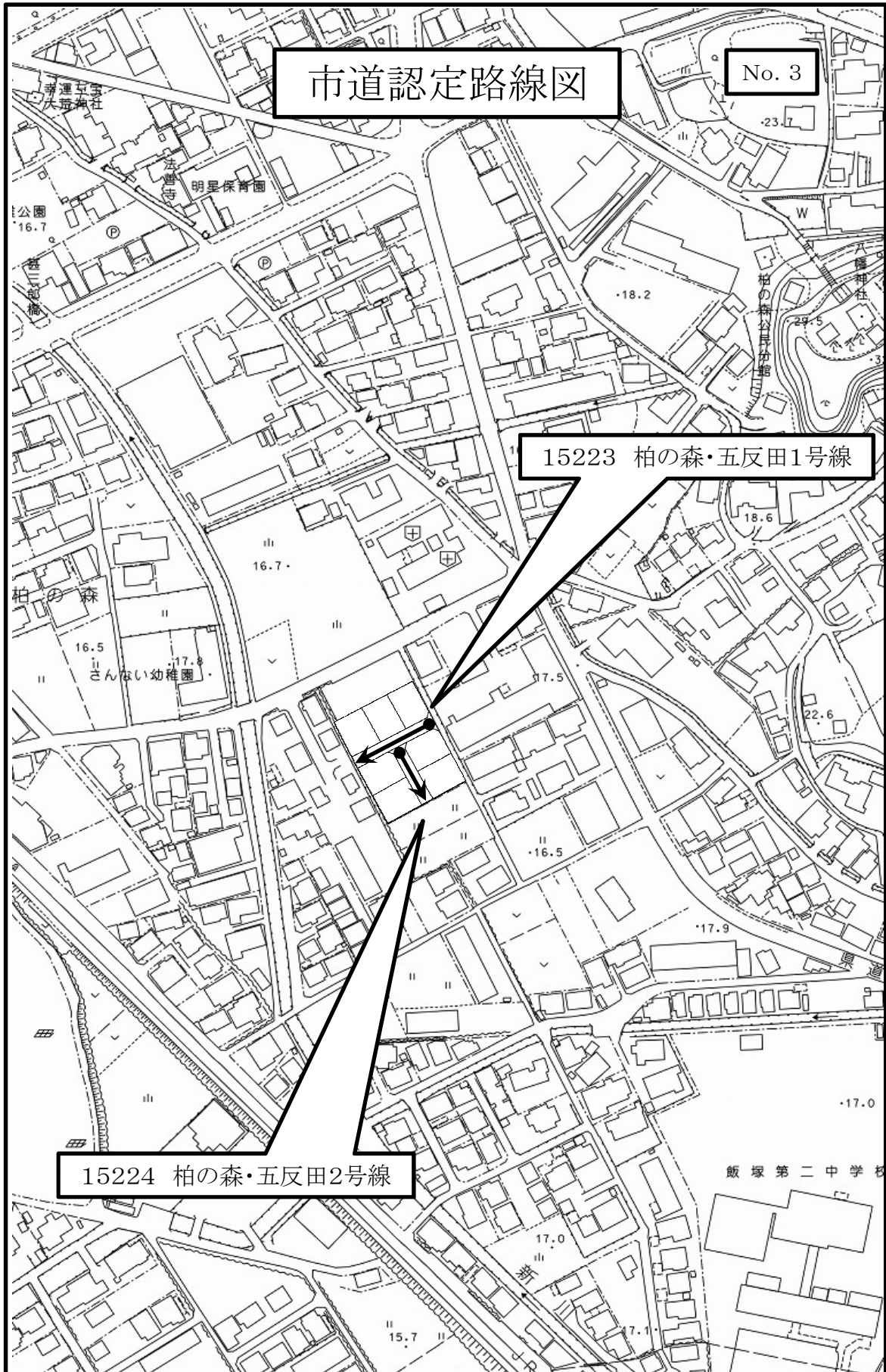


市道認定路線図

No. 1

15221 飛熊2号線



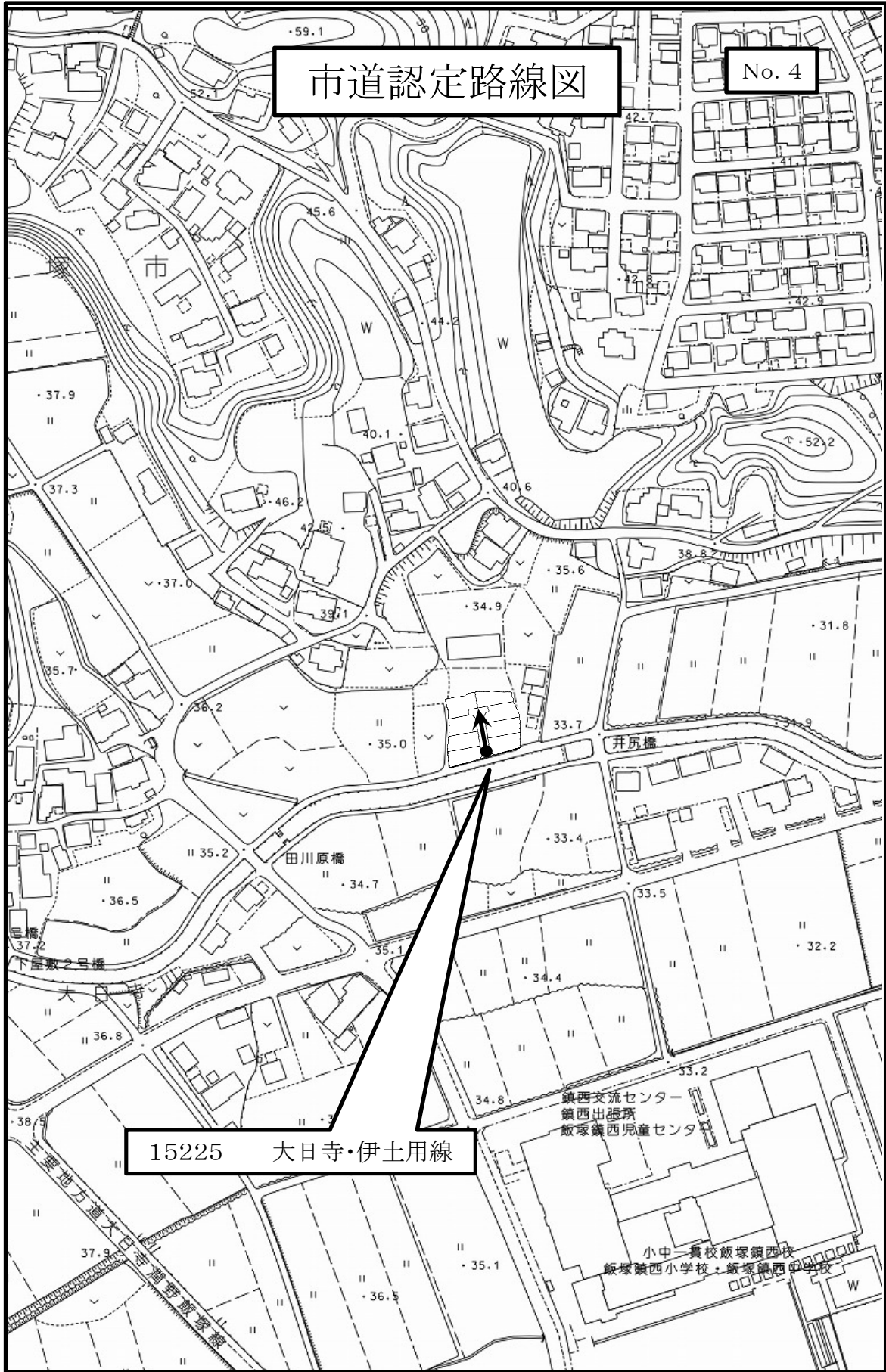


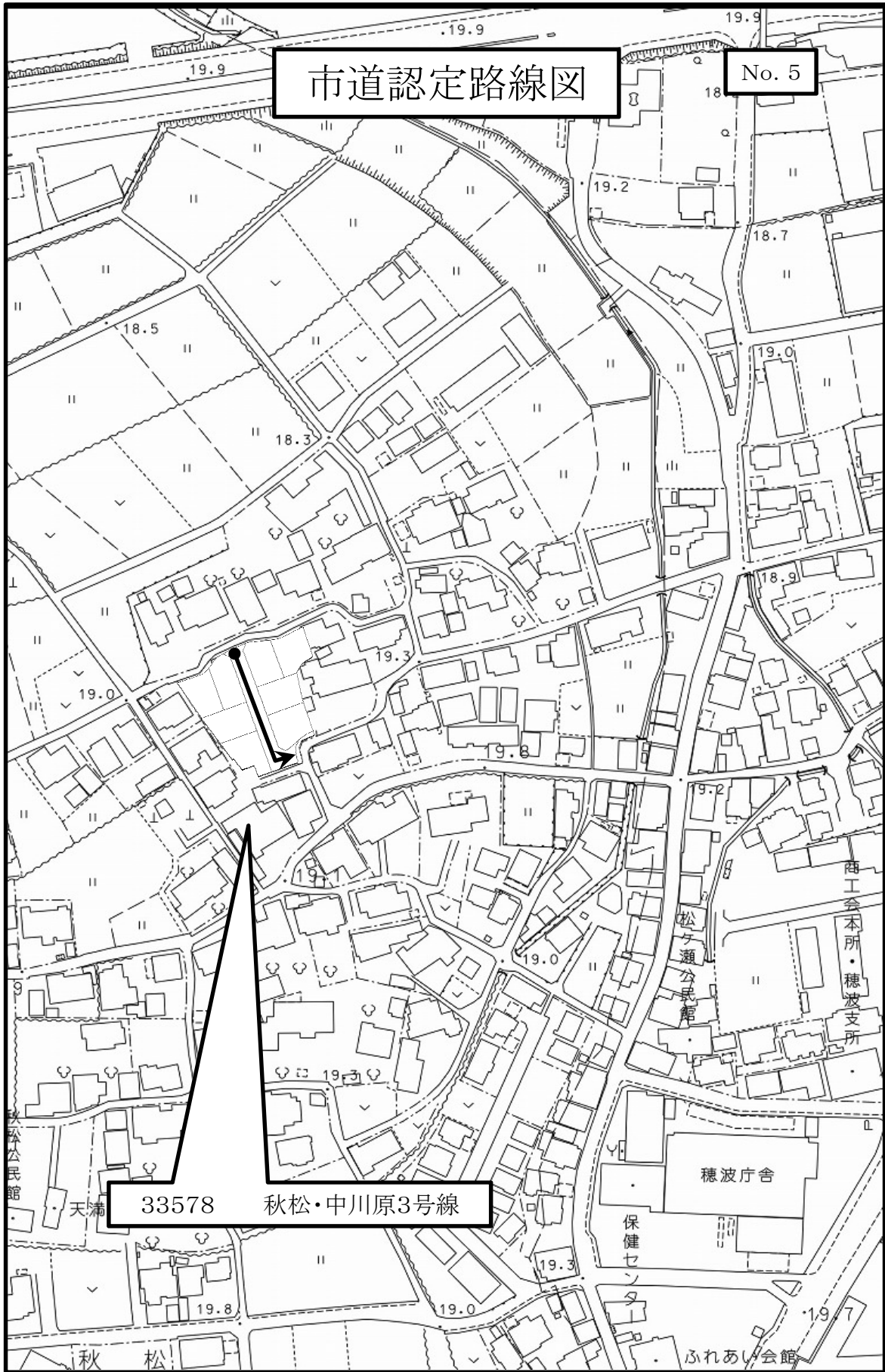
市道認定路線図

No. 3

15223 柏の森・五反田1号線

15224 柏の森・五反田2号線

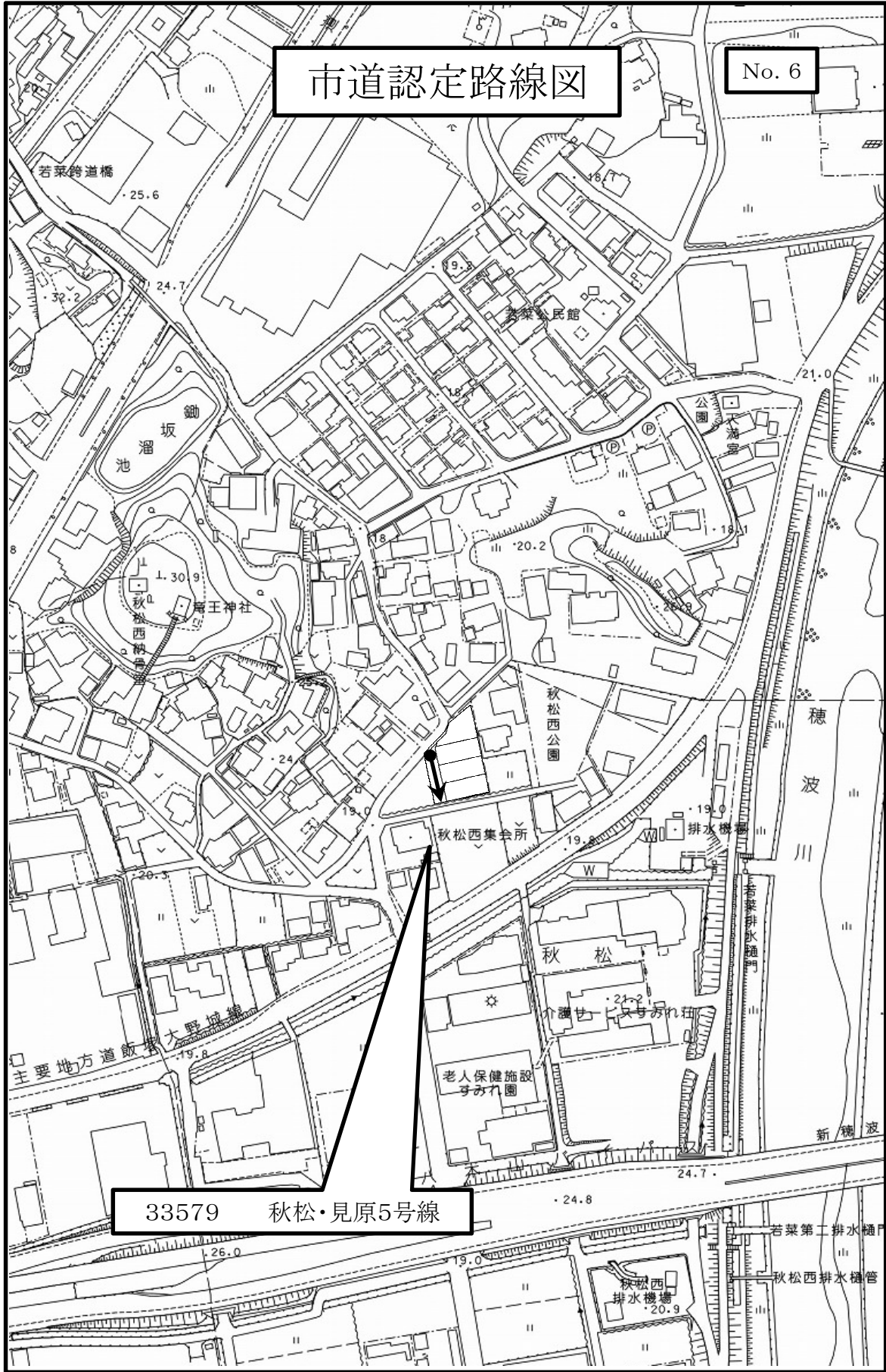




市道認定路線図

No. 5

33578 秋松・中川原3号線



市道認定路線図

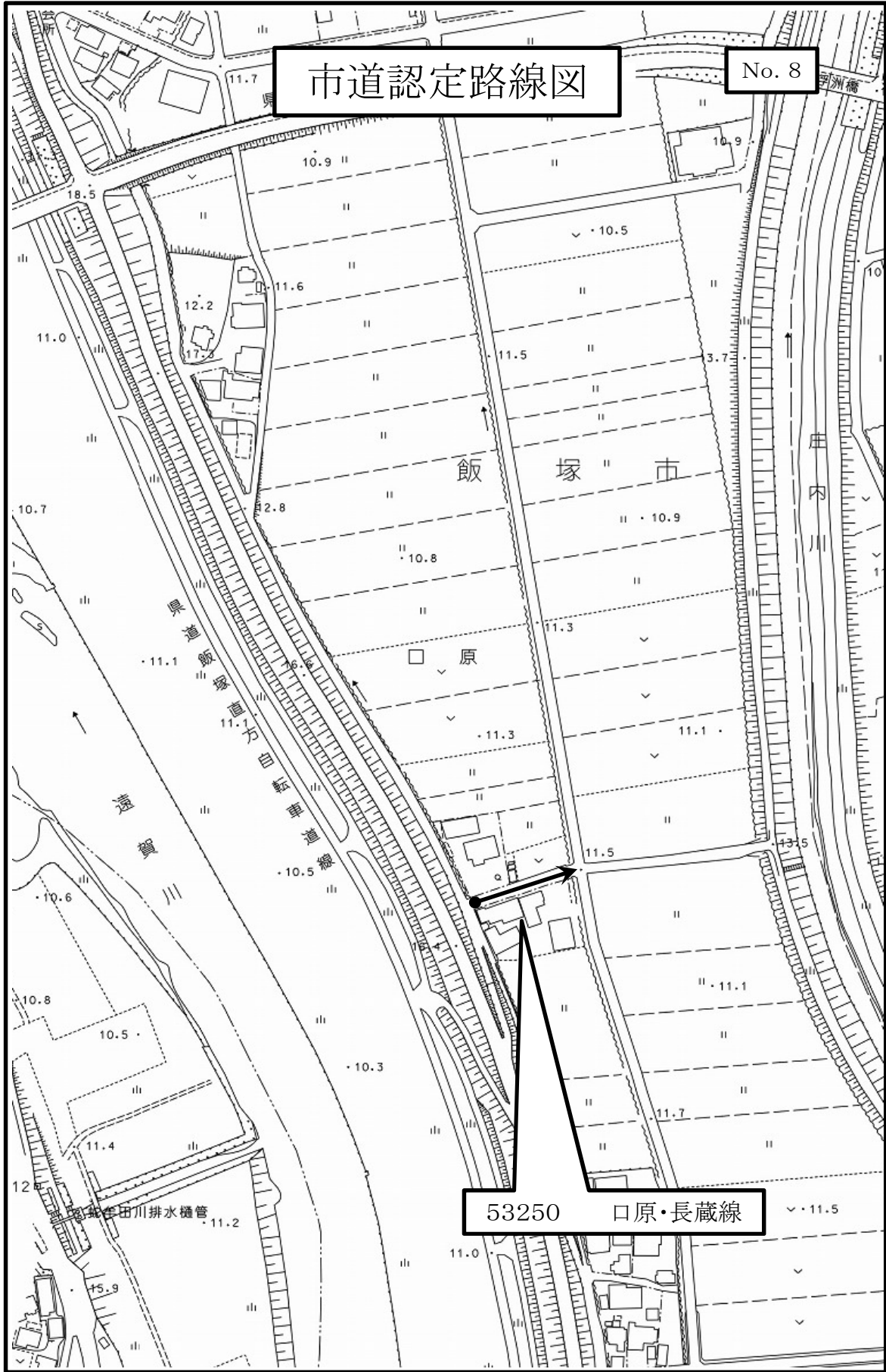
No. 6

33579 秋松・見原5号線

市道認定路線図

No. 7





専決処分 of 報告 (排水管破損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和5年2月9日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、排水管破損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 152,040円

1 事故発生の日時、場所

令和4年9月12日(月)午後6時頃

飯塚市伊川地内 開発29号遊園

2 事故の概要

開発29号遊園内の樹木の根が隣接する相手方自宅の排水管に侵入し破損させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 排水管

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として152,040円を相手方に支払う。

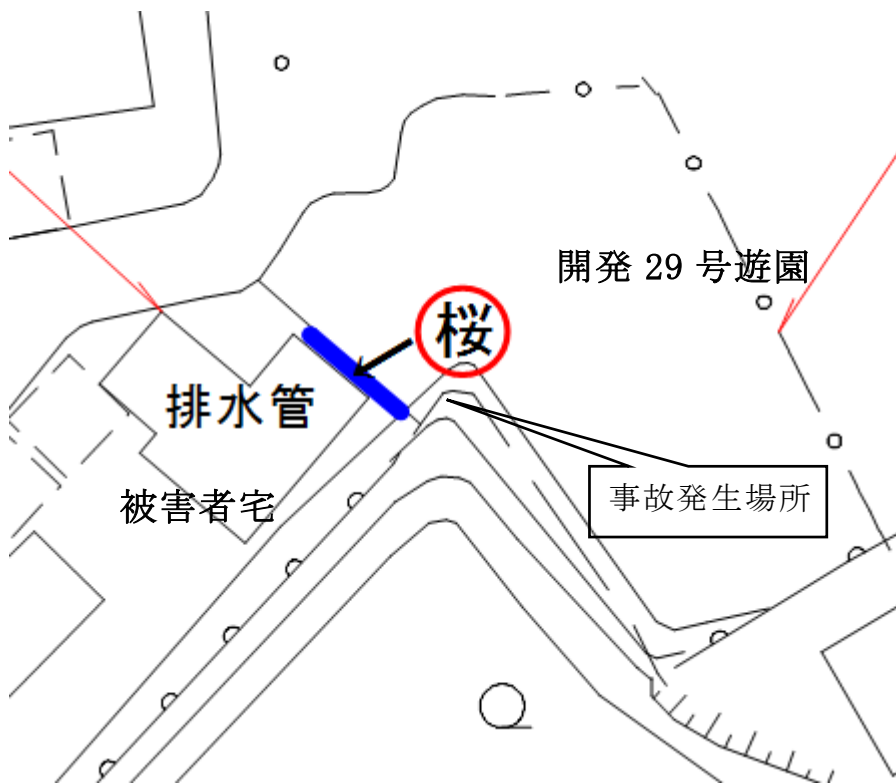
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

損害額152,040円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図

開発 29 号遊園



専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和5年2月9日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額138,479円

1 事故発生の日時、場所

令和4年11月1日(火)午前10時30分頃

飯塚市相田地内 市道 伊岐須・相田線

2 事故の概要

相手方がパッカー車によるごみ収集のため路肩へ車両を寄せた際、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部のオイルタンクを損傷させたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両 下部オイルタンク損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金138,479円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

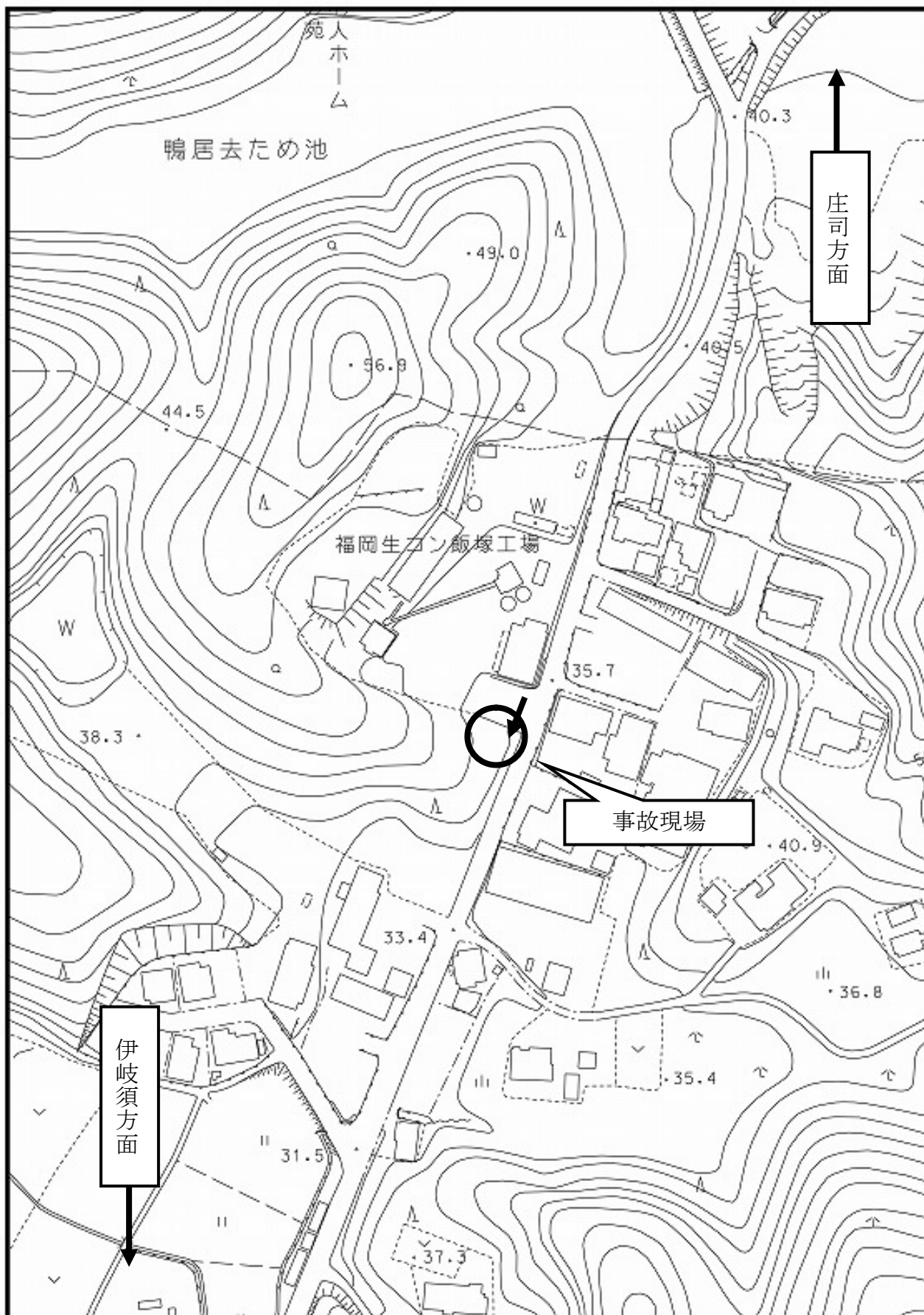
5 損害賠償額の内訳

修理費用額138,479円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図

飯塚市相田地内



本ページ以降はSideBooks上で
データを縦に表示するための
調整用空白ページとなります。

